

西宮市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の2の規定及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（令和3年4月15日付子発0415第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国設置運営要綱」という。）に基づき、子供（満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及びその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）並びに妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（以下「支援拠点」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。なお、支援拠点は、法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能も担うものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び国設置運営要綱で使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 支援拠点の実施主体は西宮市とし、こども支援局子育て支援部子供家庭支援課にその機能を置く。

(対象者)

第4条 支援拠点における支援の対象者は、市内に所在する全ての子供及びその家庭並びに妊産婦等とする。

(業務内容)

第5条 支援拠点の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 国設置運営要綱4(1)に規定する子ども家庭支援全般に係る業務に関すること。
- (2) 国設置運営要綱4(2)に規定する要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務に関すること。
- (3) 国設置運営要綱4(3)に規定する関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 国設置運営要綱4(4)に規定するその他必要な支援に関すること。

(職員)

第6条 支援拠点には、子ども家庭支援員、心理担当支援員及び虐待対応専門員を配置する。
2 前項の職員は、国設置運営要綱に定める資格を有するものとする。

(開設日時)

第7条 支援拠点の開設日及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、緊急を要する支援が必要な場合は、この限りでない。

- (1) 開設日 月曜日から金曜日まで。ただし、次に掲げる日を除く。

- ア 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日(アに掲げる日を除く。)
- (2) 開設時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(連携)

第 8 条 支援拠点の事業の適切な遂行を図るため、関係団体、関係機関等との情報共有を含む緊密な連携を図るものとする。

(個人情報)

第 9 条 職員は、対象者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、相談等により知り得た個人情報について適正に管理を行わなければならない。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、支援拠点の設置運営に関し必要な事項は、西宮市が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。